

マージン率等の公開情報

平成24年10月1日より施行された労働者派遣法改正法に基づきマージン率の公開が義務付けられました。当社では、事業年度ごとの労働者派遣事業報告書に基づき、マージン率を公開します。

1. 令和5年（第33期）労働者派遣事業の実績とマージン率等

許可番号	派14-301482
許可年月日	平成29年7月1日
事業所名称	株式会社ウイングシステム
事業所所在地	〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1 ナイス第2ビル 805号

派遣労働者数	派遣先事業所数	労働者派遣の料金 1日8時間当たりの平均	労働者派遣の賃金 1日8時間当たりの平均	マージン率
6名	2社	30,120円	20,168円	33.04%

※マージン率は、下記の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

2. 労使協定の締結の有無

- ・労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定締結済
- ・労使協定の範囲 : 派遣先で業務に従事する無期雇用従業員
- ・労使協定の有効期限 : 令和5年9月1日から令和6年8月31日まで

3. マージンに含まれる費用 ※マージン=派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額

マージンには、営業利益の他、下記のような経費が含まれております。

- ・法定福利費（事業主として負担すべき社会保険料および労働保険料）
- ・派遣労働者の年次有給休暇
- ・派遣労働者の健康診断費用
- ・派遣労働者の教育研修費用
- ・派遣労働者の募集採用活動費用
- ・派遣労働者の労務管理費用
- ・事務所賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用 他

4. 教育およびキャリアアップ訓練に関する事項

- ・個人情報保護遵守研修
- ・情報セキュリティ遵守研修
- ・ビジネスマナー研修
- ・OA機器の操作
- ・IT基礎研修
- ・入社3年目研修
- ・中堅社員研修

5. その他参考とみとめられる事項

- ・首都圏デジタル産業保健組合の福利厚生施設やその他のサービスが受けられます。
- ・城南ビジネスサポートサービス（JBS）の福利厚生施設やその他のサービスが受けられます。